

特定非営利活動法人会津ワイナリー会

2019年度事業計画

NPO法人会津ワイナリー会設立4年目である2019年度事業計画を以下のように提案する。

**1. ぶどう栽培体制の強化**

- 1) 2019年度は、認定農業者一条悟氏を指導者とし、渡辺博仁氏、地元協力者及びシルバーセンター派遣員を加えた栽培体制を強化し、永続的な栽培体制を確立する。
- 2) 会員参加による栽培体験事業グリーンツーリズムに加え、さらなる栽培体験の機会を広報し、これまでに累積した約50名の栽培支援会員に加え、一層多くの会員の協働意識を構築する。
- 3) 一条悟氏には、大越巖氏、長嶋隆仁氏より農地借地契約、農協補助金の名義人引継ぎを行う。

**2. ぶどう栽培法の確立に向けた基盤整備**

- 1) 生育不良の6・7号畑に対し、レインカット工法（簡易雨よけ工法）を5月迄に施工する。
- 2) 今年度植樹する8・9号畑については、支柱及び横引き用パイプの施工を7月までに行う。
- 3) 薬剤散布機械（SS）に加え、必要となる農具（草刈り機等）を新たにレンタル契約する。
- 4) 1・2号畑の収穫増と6号畑の生育向上を目指し、畑の灌漑工事（排水工事）を実施する。
- 5) 4・5号畑の継続的な収量確保を重要課題として、剪定法を見直し防鳥ネットを施設する。
- 6) 6・7号畑の再構築のため、植替え、施肥、剪定、防鳥ネット施設を重点的に行う。
- 7) 畑周辺に、地元の拠点となり倉庫兼会員の休憩所となる新たな施設を調査し交渉する。
- 8) これまでの課題であったICT農業、IoT活用を目指し、地元大学（会津大学・福島大学新設学部等）、農業機関（県農業試験場等）とネットワークを形成し具体的な研究課題の整理を進める。

**3. 第3回ワイン委託醸造の実施とワイナリーツーリズムによる醸造技術の習得**

- 1) 2019年度も継続し、第3回目の委託醸造を実施し、会会計の一助とするとともに会員誘致活動、協働意識醸成の礎としていく。
- 2) 具体的には、醸造技術研究、ボトル詰め・ラベル張り等をワインツーリズムとして実施する。
- 3) 委託醸造を通じ2022年ワイナリー建設を目指した醸造技術習得、醸造技術者育成、招致を検討する。
- 4) ワイナリーツーリズムの開催により、先進ワイナリーや福島県内の既存ワイナリーとの醸造技術習得の連携を模索する。
- 5) 委託醸造に対する研究開発費を福島県関連補助制度より獲得する。

**4. グリーンツーリズムの実施**

- 1) 東邦銀行による公益信託うつくしま基金助成（94万円）の採択を受け、「福島県と首都圏の人の連携が生み出す新たな地方創生」の具体的な施策として、2017・2018年度に続き「グリーンツーリズム」活動を実施する。これまで同様、東京の会員の有志とぶどう栽培にかかわる農業体験を共にし、併せて地産地消の活動を進めることにより、会津地域の活性化、更には福島の復興に貢献していく。
- 2) その第1回グリーンツーリズムとして、来る4月6日に2019年度植樹祭を案内する。
- 3) 10月13日の新鶴ワイン祭りへの参加を含め、年6回程度の開催（2018年度は4回）を提案する。

## 5. 事業計画実現のための施策の実施-1：会員の継続と新規会員誘致

- 1) 当会の最大の運営資源である会費確保のため、理事一丸となって新会員の誘致を進める。その数値目標として、2019年度は正会員15名（変更会員含む）・賛助会員35名計50名の誘致を目指し、継続会員と合わせ192万円の会費収入、98%の残留率を達成する。
- 2) 具体的方策としてグリーン・ワイナリーツーリズム及び栽培体験などによる会員親睦を強化する。

## 6. 事業計画実現のための施策の実施-2：立替金の継続とライフスタイル協力金制度の試行

- 1) 各種施策実現のため80万円程度を理事の立替金（理事個人融資）で賄う。
- 2) 累積する立替金は500万円程度となり、本年度をもって終了する予定。
- 3) 立替金への返礼として2019シャルドネを贈呈する。
- 4) 2021・2022年度を予定しているライフスタイル協力金制度を今年度より試行し10万円×6口程度を目指す。

## 7. 事業計画実現のための施策の実施-3：補助金の確保

- 1) 本年度の目標として164万円を設定し、理事長の率先垂範により必達する。

## 8. 事業計画実現のための施策の実施-4：事業収支の見直し

- 1) 最大の支出項目レインカット工法については①資材調達②施工方法等を見直し減額する：▲40万円
- 2) 人件費については適確な契約・報酬を検討し、永続的な雇用を確保する：+30万円にとどめる

## 9. 理事体制の強化とワイナリー建設に向けた対応

- 1) 2022年ワイナリー建設を目標として定め、理事及び会員有志による体制を強化する。
- 2) 新たな担当理事として栽培担当理事、ワイナリー検討担当理事、醸造技術担当理事を設ける。
- 3) ワイナリー検討担当理事はワイナリー建設に向けた企画立案、事業計画の検討を主導する。
- 4) 以下の担当理事を選任する。
  - ① 栽培担当理事 横山義隆理事長
  - ② 醸造技術担当理事 小橋誠治理事

## 10. その他事業内容

- 1) 情報収集・提供・発信事業
  - ◇ ホームページの一層の拡充（ツーリズム、会員意見コーナー等の新設、栽培体験等の常時発信）
- 2) 会員還元事業
  - ◇ 正会員への2018シャルドネ及び賛助会員への地元特産品の送付
- 3) 醸造研修事業
  - ◇ 会員による日本ソムリエ資格の取得

以上